

令和2年度障がい者を対象とした 大阪府立学校実習教員 採用選考受験案内

大阪府教育委員会

この採用選考は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として障がい者を対象とした大阪府立の高等学校及び支援学校に勤務する実習教員（※）を採用するために実施するものです。

（※ 「実習教員」とは、学校教育法に規定する「実習助手」の職名です。）

1 職務内容

大阪府立の高等学校における理科実験、家庭科実習等に関する業務のうち、障がい者が遂行可能な業務又は大阪府立の支援学校における自立活動、日常生活訓練等に関する業務のうち、障がい者が遂行可能な業務（支援学校については、医療・福祉関係の知識や技能、障がい者介護の経験などが活かせる業務です。）

2 受験資格

昭和35年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、次のいずれにも該当する者 ※学歴は問いません。

- (1) 次の①から③に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者（令和元年8月26日時点で、交付申請等手続き中の者を含みます。ただし、令和2年4月1日までに交付を受けていない（原本を提示できない）場合は、合格により得た一切の資格を失います。）
 - ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障がい者手帳
 - ② 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センター（以下「公的判定機関」という。）による知的障がい者であることの判定書
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障がい者保健福祉手帳
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条（3頁参照）に該当しない者 ※日本国籍の有無は問いません。

留意事項

・ 第1次選考当日に下記書類の写しを持参してください。

- ① 身体障がい者手帳（顔写真・氏名・生年月日が記載されたページ）又は身体障がい者手帳を交付申請等手続き中であることが確認できる書類（交付申請書の控え等）
- ② 療育手帳（顔写真・氏名・生年月日が記載されたページ）又は療育手帳を交付申請等手続き中であることが確認できる書類（交付申請書の控え等）
- ③ 公的判定機関の判定書又は判定書を交付申請等手続き中であることが確認できる書類（交付申請書の控え等）
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳（顔写真・氏名・生年月日が記載されたページ）又は精神障がい者保健福祉手帳を交付申請等手続き中であることが確認できる書類（交付申請書の控え等）

・ 提出のあった「①、②、④のいずれかの手帳の写し」「③の判定書の写し」については、採用後、大阪府教育庁のほか、勤務先の学校において人事情報として保有します。なお、この情報に基づき、障がい者雇用状況の報告等において雇用する障がい者数に含めることを、採用手続きの際に確認します。

3 採用予定者数 20名程度

4 受験の手続

受験の申込方法によって受付期間が異なるので、注意してください。なお、持参受付は行いませんので、電子申請（インターネット）又は郵送で申し込んでください。

(1) 電子申請（インターネット）で申し込む場合

ホームページアドレス	障がい者を対象とした大阪府立学校実習教員採用選考ホームページ URL http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/syogai_jissiyukyojin/index.html
受付期間	令和元年7月26日（金）午前10時から令和元年8月26日（月）午後5時まで ・ 申し込み手続きが完了するまでに時間を要する場合があります。受験申込期限の直前はシステムが混み合うおそれがありますので、時間に余裕をもって手続きを行ってください。 ・ ID番号等は、各自その都度、必ず記録してください。

(2) 郵送で申し込む場合

あて先	〒540-8571 (住所記載不要) 大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 採用グループ
受付期間	令和元年7月26日(金) から令和元年8月26日(月) まで(当日消印有効)
申込方法	必ず「簡易書留」で、角形2号封筒(24.0cm×33.2cm)の表側に「障がい者を対象とした大阪府立学校実習教員採用選考申込書在中」と朱書したもので、下記提出書類に必要事項を記入のうえ提出してください。「簡易書留」によらない郵便(普通郵便・メール便等)の事故等については、一切考慮しません。
提出書類	① 採用選考申込書(所定のもの。) ② 受験票返信用封筒1通(長形3号封筒(12cm×23.5cm)に82円分の切手を貼り、住所・氏名を明記したもの。)

5 受験票の交付

詳細は受験票に記載して通知しますので、必ず確認してください。

(1) 電子申請(インターネット)による申し込み

上記4に記載の障がい者を対象とした大阪府立学校実習教員採用選考ホームページからPDFファイルをダウンロードしていただきます。(後日、ダウンロードができることをお知らせするEメールを出願された方へ送信します。)

(2) 郵送による申し込み

提出いただいた返信用封筒により後日郵送します。

(注) 令和元年9月20日(金)までに受験票ダウンロード案内のメール又は受験票が届かない場合は、大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 採用グループ(電話 06-6944-6895、FAX 06-6944-6897)に照会し、受験番号、受験会場を確認してください。

6 第1次選考

(1) 日時 令和元年9月29日(日) 午前9時30分集合(選考終了予定 午後1時45分頃)

(2) 会場 大阪府立大学又は大阪府立の高等学校(受験票に記載して通知します。テスト会場の希望・変更はできません。)

(3) 選考内容

種類	時間	出題内容
教養考査(択一式) 解答問題数30題	90分	高等学校卒業程度の一般教養(人権関係等を含む。)について択一式で行います。(点字による受験も可能です。※)
作文	75分	身近な問題について出題します。(点字による受験も可能です。※)

(注) 第1次選考当日は、必ず受験票、鉛筆(HB又はB)、消しゴム、結果通知書返信用封筒(長形3号封筒(12cm×23.5cm)に送付先住所・氏名を明記し、受験票で指定する金額分の切手を貼付したもの。)、上記「2 受験資格」の留意事項に記載の①～④いずれかの書類の写しを持参してください。

※点字による受験の際、テスト問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができます。ただし、一定の条件がありますので、詳細は、大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 採用グループ(電話 06-6944-6895、FAX 06-6944-6897)まで問い合わせしてください。

(4) 第1次選考結果の発表

令和元年11月1日(金)に、第1次選考受験者全員に対して合否にかかわらず、結果通知書を送付します。

また、第1次選考合格者の受験番号を、上記4に記載の障がい者を対象とした大阪府立学校実習教員採用選考ホームページに掲載します(午前10時に発表予定)。

第1次選考において教養考査の得点が一定基準に満たない場合は、不合格となります。その場合、作文の採点は行いません。

第1次選考・第2次選考の考査科目には合格基準を定めているものがあり、それらの考査科目で一定の基準に達しない場合は、他の考査科目の得点に関わらず不合格となります。

7 第2次選考(第1次選考合格者に対して実施します。)

(1) 日時・会場 令和元年11月12日(火)～11月19日(火)のいずれか1日を指定します。(日時・会場は、別途通知します。)

(2) 選考内容 個人面接

8 第2次選考結果の発表

令和元年12月6日(金)に、第2次選考受験者全員に対して合否にかかわらず、結果通知書を送付します。

また、最終合格者の受験番号を、上記4に記載の障がい者を対象とした大阪府立学校実習教員採用選考ホームページに掲載します(午前10時に発表予定)。

※第1次選考及び第2次選考の不合格者(欠席した者を除く。)には、選考結果と成績を結果通知書に記載し、お知らせします。

9 採用までの経過

第2次選考合格者は、令和2年4月に採用予定ですが、欠員状況等により令和2年度途中になる場合があります。

10 採用の条件等

- (1) この選考による採用者は、大阪府立の高等学校又は支援学校の実習教員として勤務していただきます。
- (2) 初任給は、平成31年4月採用者で年齢18歳、高等学校等卒業の場合、月額約185,800円です。月額は、給料、教職調整額（給料の4%）、地域手当（給料+教職調整額の11%）及び義務教育等教員特別手当の合計額です（月額は、人事委員会勧告等を踏まえ変更される場合があります。）また、経歴に応じて一定の基準により加算されます。なお、このほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が条件に応じて支給されます。
勤務時間は、午前8時30分から午後5時までですが、勤務する学校により異なる場合があります。
- (3) 受験資格が無いこと並びに申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

11 注意事項

- (1) 受験票（電子申請で申し込んだ場合はプリントアウトした受験票）に写真を貼付し、署名のうえ選考会場に持参してください。
- (2) 「年齢」は、令和2年3月31日現在の年齢を入力等してください。
- (3) 出願後、記載内容の変更はできません。
- (4) 「**結果通知書**返信用封筒」には住所・氏名を記入し、**受験票で指定する金額**分の切手を貼ってください。なお、住所はマンション名、○○方等詳しく記入してください。（受験を郵送で申し込む場合の「**受験票**返信用封筒」に貼付する切手の金額は**82円**分です。ご注意ください。）
- (5) 受験に際して配慮を必要とする場合（車いすの使用、点字・拡大文字による受験等）は、出願の際に必要な事項を入力等してください。
- (6) 選考会場への自動車（二輪車を含む）、自転車での来場は厳禁とします（ただし、自動車でなければ選考会場に行くことができない者で、出願の際、駐車場を必要とする旨を入力等し、大阪府教育庁より承諾を得ている者は除きます。）。
- (7) 選考会場への電話照会は厳禁とします。
- (8) 電卓等の計算機やスマートウォッチ、計算機能の付いた時計の使用はできません。また、携帯電話等は時計代わりとしても使用できません。
- (9) 携帯電話や録画・録音機器など、テストでの携行を指定していない機器を試験中に使用し、又は身に付けていることが判明した場合は、不正行為として失格となります。
- (10) 台風などの非常災害時にやむを得ず選考日程等を変更する場合は、ホームページでお知らせします。
障がい者を対象とした大阪府立学校実習教員採用選考ホームページ
(http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/syogai_jiissyukyoin/index.html)
- (11) この採用選考とは別に実施する、①「令和2年度大阪府立学校実習教員採用選考」、②「令和2年度大阪府公立義務教育諸学校事務職員採用選考」、③「令和2年度障がい者を対象とした大阪府公立義務教育諸学校事務職員採用選考」は、同じ日に選考します。
このため、この採用選考と①～③のいずれかの採用選考とを複数出願することはできません。

参考

[地方公務員法第16条]

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁台産者を含みます。）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 大阪府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

[学校教育法第9条]

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁台産者を含みます）
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

〈お問合せ先〉 府民お問合せセンター「ピピっとライン」 電話 06-6910-8001

FAX 06-6910-8005

（平日 午前9時から午後6時まで 土日祝日休み）